

「多文化空間」における保育の在り方に関する一考察 ——新宿区大久保の A 保育園を通して——

Existence of Childcare Services in “Multicultural space” : The Case of Nursery A in Okubo, Shinjuku Ward

大野光子
ONO Mitsuko

This case study views and considers the issues of children of foreign residents in Japan from the perspective of “community.” Therefore, in this study, I focused on Okubo, Shinjuku Ward as it is the typical “multicultural space,” having the largest number of foreign residents in Tokyo Ward. The paper attempts to clarify the features of this community and the roles of a particular nursery and an afterschool care program as they relate to the issues of foreign residents and their children.

Based on the result of my findings, I made new suggestions on the methodology and services of childcare in the “multicultural space” of Okubo, Shinjuku Ward.

キーワード：多文化(Multicultural)、外国人居住者(foreign residents)、保育(childcare)

1. 研究の目的と背景

本稿は、日本における外国人居住者の子どもの問題をこれまで主であった「学校教育」という観点ではなく「地域」から捉え、考察するものである。地域は、本来なら、子どもの問題を見るときに学校教育と並んで重要なものであるが、多くの先行研究において、外国人居住者の子どもの問題は、しばしば学校教育の問題として回収され、地域における生活課題として扱われてこなかった。

本稿では東京都のなかで最も外国人登録者の多い新宿区大久保を調査地域として、外国人居住者の子どもの問題をみるときに、これまでほとんど注目されてこなかった保育所を通し、その地域の特性とそこで実践されている保育所及び学童クラブの役割を明らかにする。さらに、「多文化空間」新宿区大久保における保育の在り方や保育サービスについて新たな提案をおこなうことを試みる。

1980年代前半まで、日本に暮らす外国人の大半を占めたのは、戦前から暮らす日韓国・朝鮮人の1世、2世で、その人口は概ね60万人台で推移していた。その後、バブル景気下における労働力不足や1990年に改定、施行された出入国管理及び難民認定法を背景として、1980年代後半以降、ニューカマー外国人が急増し、外国人登録者の国籍比率も多様化していった。

それに伴い、各地域において外国人居住者の生活に関する様々な問題が噴出した。このため、外国人居住者が多数居住する地域を先駆けに、NPO等民間の団体と行政の連携にお

いて、日本人住民と外国人居住者との共生が図られてきた。そして、現在では、外国人児童・生徒の不就学、不登校といった子どもの問題が取り上げられる機会が増えている。

外国人の子どもをテーマとする先行研究では、不就学、不登校の問題を扱うものが多く、それらのほとんどは、小学校、中学校及びそこに通う／通わない子どもたちを研究対象としてきた。このため、このテーマでは、日本語学級や国際理解教室の拡充が議論されるなど、学校教育の観点から子どもたちを捉えることが主流となっていた。

本稿では、保育所及びそこで実践されている学童保育とその子どもたちを研究対象とし、それらの地域における役割を通して、新宿区大久保という多文化化が進行する都市空間において、どのような保育の在り方、保育サービスが望ましいのかを考察する。

2. 先行研究

外国人居住者を地域という観点から捉えようとする研究は、日本においては、都市社会学や地域社会学における研究から始まった（広田, 2006）。それらの研究は、都市コミュニティそのもの、都市研究それ自体の一環として積み重ねられてきたものである（奥田・田嶋 1991; 1993; 奥田・広田・田嶋, 1994; 渡戸・広田・田嶋編, 2003）。また、本稿で調査対象地としている新宿の外国人居住者を扱う研究としては、この分野の嚆矢となっている奥田・田嶋編『新宿のアジア系外国人』が挙げられる。

外国人居住者の子どもをテーマとする先行研究では、親が、就学の申請方法を理解できず不就学になるケースが多いこと、就学しても日本語の未習熟から授業についていけず不登校となるケースが多いことなど、外国人の子どもへの不就学、不登校の深刻な問題が取り上げられる機会が増えている（山脇・近藤・柏崎, 2001; 佐久間, 2007; 宮島, 2003）。これらの研究では、外国人の子どもは、学校教育との関連で語られることが主流となってきた。言い換えれば、外国人の子どもへの問題は、「不就学」もしくは「不登校」という学校教育の問題に回収されてきたということが指摘できる。しかし、学校教育の問題に回収されずに地域の場合から子どもたちを捉えようとする研究も少ないながらもあり（奥田・広田・田嶋編, 1994; 広田, 1996; 藤原, 2008）、これらは、本稿にとって示唆に富むものであり、参照すべき点が多いものである。

一方、学校教育ではなく保育所から外国人の子どもを捉えているものがある。それらは、主に子どもたちの保育所への適応のプロセス、保育所での実践やそれが児童に与える影響など、保育所の実態について詳説するものである（大場・民・中田・久富 1998; 宮川・中西 1994）。また、小内透は、在日ブラジル人の教育問題の構造的な特質を明らかにするため、群馬県太田・大泉地区の保育所を含めた教育施設の調査をおこない、それらの課題点を提示している（小内 2003）。しかし、本稿のような、地域の特性と関連付けた保育の在り方や保育サービスを提案するものとはなっていない。

以上のように、特に近年、外国人の子どもをテーマとする研究においては、不就学、不登校の問題を中心的なテーマとして議論が進められてきた。そしてそれらの多くは、義務教育の教育現場である小学校、中学校及びその子どもたちを調査対象としてきた。そのため、学校教育の制度やプログラムについては、十分に議論されてきたように思われるが、本稿のような「地域」を分析単位とし外国人の子どもを捉えようとする研究は手薄であっ

たと指摘できる。

3. 対象地と調査方法

東京都は、全国都道府県のなかで最も外国人登録人口の多い場所である。なかでも、新宿区は、2013年6月末の外国人登録者数は、33,572人で、総人口(323,133人)に対する割合でみると、約10パーセントとなっており、新宿区は、東京都のなかでも最も外国人人口が多く、割合も高い地域である。国籍別の内訳は、韓国、朝鮮が12,556人、中国が12,496人と、韓国・朝鮮と中国で全体の70パーセント以上を占めている。在留資格別の特徴としては、就労活動が認められている資格が最も多く、そのなかでは、「人文知識・国際業務」、「技能」、「技術」、「投資・経営」が多数を占める。また、就労活動が認められている以外の資格では、「留学」と「家族滞在」が多くなっている。居住地域としては、JR新大久保駅を中心として隣接した地域に、全体の約3分の1に当たる外国人が集中して居住している。実際に、当該地域を歩くと、韓国、中国、ミャンマー、ネパール、タイなどの食料店、飲食店が立ち並ぶ他、韓国系キリスト教会や、イスラム教モスクの存在も確認できる。そして、近年では、韓国人専用の不動産会社も見られるようになった。

このように、大久保地域では外国人の生活圏の形成が確認できる一方で、新宿区の外国人の新規登録人口(主に入国と転入)と閉鎖人口(主に出国と転出)のデータをみると、2000年から毎年、新規登録人口、閉鎖人口共に約1万人の出入りがあることが分かる。つまり、新宿区の外国人は、毎年全体の約3分の1が入れ替わっているということだ。また、新宿区の2010年の居住年数別人口割合のデータをみると、全体の7割が5年未満の短期滞在者で、その中でも1~3年未満の人口が最も多く、半数弱を占めているということが示されている。

以上のことから、新宿区は、外国人が定住するエスニック・タウンとしての様相を呈する一方で、非常に流動化の激しい地域であるということも指摘できる。このことは、稲葉(2008)が、大久保の外国人は職住近接のライフスタイルをとっていることを指摘し、一方川村(2008)が、大久保が突出した外国人集住地区になった要因として「流動性」を挙げていることから伺える。このように定着と流動性が混在する大久保の特徴を本稿では、「多文化空間」と呼んでいる。

筆者は、このような「多文化空間」大久保において、どのような保育の在り方が求められているのかを考察するため、当該地域において夜間(24時間)保育をおこなう認可保育園のA保育園と、A保育園と経営が同じでありその設立の経緯がA保育園と密接に関係しているB学童クラブを対象とし、その実態を明らかにするため調査をおこなった。具体的には、保育園、学童について書かれた文献、資料、園長の講演録、著書の分析、園長及びスタッフ1名、新宿区職員へのインタビュー調査(インタビューは半構造化形式により、園長に対しては1時間を3回、スタッフは1時間を1回、区職員は30分を1回おこなった)、利用者(保護者)へのアンケート調査(主として利用者の職業についての特徴を理解するため)、そして2012年8月から週1、2回(計6回)、ボランティアとして通い調査した。なお、本調査については、園長、スタッフにその趣旨を説明し、論文として調査データを公表することに承諾を得ている。

4. 新宿区の保育所

それでは、本稿で取り上げる保育所の概要について確認する。保育施設には、大別すると認可保育園と認可外保育施設がある。認可保育園は、家庭内で子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって子どもを預かることを目的とする厚生労働省管轄の児童福祉施設である。現在、新宿区には区立、21園（うち公設民営1園）と私立、13園の合計34の認可保育園がある。本稿で事例とするA保育園もこの認可保育園に分類される。

次に開所時間についてだが、認可夜間保育園と認証保育所を除いて、新宿区で認可を受けている保育所の基本開所時間は、朝7時又は7時半から、夜は6時又は6時半までというところが普通である。それに比べて、認証保育所の開所時間は長く、夜9時～11時までやっているところがほとんどであるが、この基本開所時間を超えての保育は基本的におこなっていない。このようななかで、東京都で初めての、そして、現在、新宿区で唯一の認可夜間保育園であるA保育園は、基本開所時間の11時から22時に加えて、最大で13時間の延長保育（23:00-翌11:00まで）をおこなっている。A保育園は、文字通り「24時間保育園」なのである。

では、このA保育園の24時間保育は、どのような経緯で誕生したのか。A保育園園長の著書、講演録、保育園について書かれた文献、資料そして、園長のインタビュー結果から、A保育園の実態についてみていく。

5. A保育園について

(1) 無認可時代

A保育園は、大久保2丁目に立地している。繁華街のメインストリートである大久保通りから一つ路地に入ったところになるが、中心部から少し外れているせいか、比較的静かな環境が保たれている。

A保育園は、2003年に法人化され、東京都で初の24時間開所の認可保育園になってから今年で9年目を迎えるが、その始まりは、1983年に新宿の職安通りにあるビルの一室から始めた無認可の保育所だった。当時はベビーホテルの全盛期で、「猫もしゃくしも資格がなくても保育園をやれる時代だった」という。（片野 2008: 54）当時、歌舞伎町の飲食店で働いていた園長は、新宿という地域柄、夜間保育の必要性を強く実感したと同時に、当時のベビーホテルは子どもにとって決して良い環境ではなく、また、保育料も認可園と比べるとかなり高いことなどから、「夜間保育でも、昼間の保育園と同じように良い環境で子どもたちを預かれる保育園をつくりたい」⁽¹⁾と決意した。

最初の保育園は、「A乳児保育園」といい、そこでは園長の得意分野であった3歳未満の乳児の保育をおこなった。その後、親たちからの強い要望があり、1987年に別のビルの一室を借りて、3歳、4歳、5歳児の保育をおこなう「A保育園」を開園した。「A保育園」の開園資金は、当時、「A乳児保育園」に子どもを預けていた、歌舞伎町に4軒のクラブを持つオーナーが園長に貸したものだ。

このように、A保育園は、園長の熱意をきっかけにスタートしたが、その後は夜間保育を必要とする親たちの強い要望に後押しされ拡大してきたことが分かる。1990年には、現

在の場所に土地を購入し、認可基準にかなう新園舎が落成した。同時に、「A 乳児保育園」と「A 保育園」を統合し、産休明けから就学前まで一貫保育する、昼夜の保育園「A 乳児保育園」となった。新園舎落成にあたっては、園長の夫が経営する会社が、当時のバブル経済に後押しされて高い利益を生んでいたことが背景にあった。無認可園で行政からの補助がなく、毎月数百万円の赤字を抱えていた当時の A 保育園の経営が継続できたのも夫の会社が後ろ盾となっていた。しかし、バブル景気の終焉を迎え、会社が倒産し、強力な後ろ盾がなくなったことを一つのきっかけとして、これまで園長が個人的にこつこつとおこなってきた認可運動から、スタッフはもとより、父母会、地域住民を巻き込んだの本格的な認可運動を始動することとなった。

(2) 認可運動の本格化と認可保育園としてのスタート

夫の会社の倒産後、園長はしばらく A 保育園を離れ夫と共に会社再建のため奔走していたが、1996 年、A 保育園は再び現園長体制となった。この頃から A 保育園の認可運動は本格的な動きをみせるようになる。

園長たちは認可保育園をつくるため、スタッフや父母会と共に新大久保駅前等で署名活動をおこない、3 カ月で 1 万人以上の署名を集めた。また、抵当権抹消のために 1 億円という膨大なお金が必要になり、園長夫婦や家族はもとより、保育園の職員や地域のりびとからも、1000 円、1 万円、2 万円と寄付が集められた。なかには、ひとりで数百万円貸してくれるひといた。それでも、目標額に 1200 万円、達しなかったため、最終的に父母会を集め、父母会の 60 名で 1200 万円を割り、1 人、15 万円の負担をすることが決定した。父母会の親たちは、保育料に上乘せするというかたちや先預かりの保育料として十五万円を貸した。

園長、職員、父母会、地域住民が一体となって展開された認可運動を開始してから 3 年程が経った 2001 年 3 月 23 日、「理事会のメンバーと私と主任と職員の代表を連れて、東京都に行って、石原知事からお墨付きをいただいて、法人化が認められた」（片野,2008: 65）A 保育園は、「社会福祉法人杉の子会」を設立し、東京都ではじめての夜間の認可保育園としてスタートとしたのだ。さらに、9 年後の 2010 年 4 月には、園児数の増加に伴い、A 保育園のすぐ裏手に分園を開園し、0 歳と 1 歳児の保育をおこなっている。

このように A 保育園は、無認可として設立した当初から、徹底して夜間保育をおこなってきた。それは、地域の働く「お母さん」の子育に対する苦難を知った園長の決意から出発したものだったが、その後の A 保育園の拡大は、利用者からの夜間、深夜保育拡充に対する強いニーズを反映して、職員、父母会、地域住民が主体となって精力的に展開された認可運動によるものであった。

(3) 利用者の特徴

東京都で初の、そして新宿区で唯一の 24 時間開所の認可保育園である A 保育園には、どのようなひとが関わっているのだろうか。ここでは、保育園のホームページで公開されている 2003 年のデータをもとに、A 保育園利用者の特徴について、整理する。（下記表 1 参照）

表1 A 保育園を利用している保護者の職業と保育時間等（平成15年7月資料）

	父親職業	年齢	母親職業	年齢	子供	必要としている保育時間帯	延長有無
1	(母子家庭)		調理補助	36	0歳	朝10時～深夜3時	有
2	会社員営業職	38	会社員営業職	36	0歳、2歳	朝7時～夜10時	
3	医師	35	医師	34	0歳、5歳	朝9時～夜10時	
4	(母子家庭)		飲食業	31	0歳	朝10時～翌朝7時	有
5	(母子家庭)		飲食業	28	0歳	朝10時～深夜4時	有
6	飲食業	37	会社員営業職	33	0歳	朝10時～夜10時	
7	自営業料理店	36	自営業料理店	32	0歳、2歳	朝10時～深夜3時	有
8	(母子家庭)		飲食業	31	0歳	朝10時～翌朝6時	有
9	医師	30	医師	31	0歳	朝7時～夜10時	
10	自営業飲食店	36	自営業飲食店	33	1歳	朝10時～翌朝5時	
11	(母子家庭)		飲食業	26	1歳	朝10時～翌朝8時	
12	自営業建築設計	40	(父子家庭)		1歳	朝5時～夜10時	
13	厚生労働省	36	厚生労働省	39	1歳、3歳	朝8時～深夜2時	有
14	会社役員建築士	39	助産師	36	1歳、(5歳)	朝9時～夜10時	
15	飲食業	28	飲食業	29	1歳、妊娠中	朝10時～翌朝7時	有
16	会社員	32	看護師	26	1歳	朝7時～夜10時	有
17	会社員研究開発	37	会社員事務職	35	1歳、(7歳)	朝7時～夜10時	
18	会社員技術職	36	会社員事務職	38	1歳	朝9時～夜10時	
19	自営業建築設計	39	自営業建築設計	40	2歳	朝9時～夜10時	有
20	学生アルバイト	31	美容師	37	2歳、4歳	朝9時～夜10時	
21	会社役員経営管理	39	会社役員事務職	39	2歳、5歳	朝9時～夜11時	
22	自営業旅行代理店	40	保育士障害者施設	29	2歳	朝10時～夜10時	
23	医師	34	医師	31	2歳、妊娠中	朝7時～夜10時	
24	(母子家庭)		飲食業	29	2歳	朝11時～翌朝11時	
25	外務省	32	大学院生	33	2歳	朝8時～夜10時	有
26	会社員営業職	39	航空会社予約受付	34	2歳、5歳	朝7時～夜10時	
27	(母子家庭)		会社員事務職	30	2歳、4歳、5歳	朝8時～夜10時	
28	会社役員経営者	36	会社員秘書業務	34	3歳、妊娠中	朝9時～夜10時	有
29	会社員映像製作	43	会社員映像編集	48	3歳	朝7時～夜10時	有
30	出版社編集職	34	会社員事務職	35	3歳	朝9時～夜10時	
31	医師	34	医師	35	3歳	朝8時～夜10時	
32	(母子家庭)		デパート勤務	42	3歳	朝8時～夜10時	有
33	(母子家庭)		飲食業	35	3歳	朝9時～深夜1時	有
34	作家	42	出版社編集職	37	3歳	朝9時～夜10時	
35	自営業宝石卸業	39	自営業宝石卸業	34	3歳	朝9時～夜11時	有
36	会社員半導体設計	37	会社員営業事務	34	3歳、妊娠中	朝7時～夜10時	
37	会社員販売業	36	会社員販売業	36	3歳、妊娠中	朝8時～夜10時	
38	音楽大学講師	46	会社員才パフ製作	40	3歳、(6歳)	朝10時～夜10時	
39	会社員営業職	30	会社員営業職	33	3歳、4歳	朝6時～夜10時	有
40	飲食業	32	看護師	36	3歳、(6歳)	朝8時～夜10時	
41	(母子家庭)		会社員情報処理	30	4歳	朝7時～夜10時	
42	(母子家庭)		会社員販売業	27	4歳	朝9時～夜10時	
43	会社員事務職	50	会社員事務職	39	4歳	朝10時～深夜0時	有
44	(母子家庭)		自営業飲食店経営	41	4歳、妊娠中	朝10時～翌朝5時	
45	飲食業ソムリエ	30	助産師	30	4歳、妊娠中	朝11時～翌朝11時	
46	(母子家庭)		自営業	41	4歳	朝9時～深夜0時	
47	(母子家庭)		会社員毛髪業	38	4歳	朝9時～夜10時	有
48	(母子家庭)		日本語学校経営	45	4歳	朝9時～夜11時	有
49	(母子家庭)		飲食業	38	4歳	朝10時～翌朝5時	
50	会社員	31	学生	31	5歳	朝8時～夜10時	
51	会社員労務管理	43	美容院経営	36	5歳、(9歳)	朝9時～夜10時	
52	(母子家庭)		看護師	31	5歳	朝11時～翌朝11時	
53	会社員	38	銀行員	37	5歳、妊娠中	朝9時～夜10時	
54	会社員	43	服飾デザイナー	36	5歳	朝9時～夜10時	
55	会社員取締役	46	会社員経理事務	32	5歳、(7歳)、(8歳)、(19歳)	朝10時～夜11時	有

* 子供枠の(歳)表示は、当園以外の在籍です。

* 必要としている保育時間帯が朝11時～翌朝11時の方がフルタイム使うケースは週に1回～2回です。

出典) A保育園HPより

まず、親の職業についてみていく。表中では、55 家庭、父母合わせて 92 名の利用者がいる。そのなかで、多数を占める職業のカテゴリーとして、次のものが挙げられる。まず、専門・技術職に 32 名である。具体的には、医師、看護師、助産師、建築設計、映像や出版物の製作や編集、作家やデザイナーなどである。次に、事務職に 25 名である。いわゆる一般企業に勤める会社員で、営業や事務の仕事をしている。そして、サービス業従事者及び経営者で、22 名である。そのほとんどが、飲食業従事者や経営者だが、他に、美容師などがある。以上、3 カテゴリーで、全体の 8 割を占めている。そして、少数ではあるが、次のカテゴリーに属するひともいる。会社役員や国家公務員などの管理職に 6 名、卸売業のオーナーなどの営業販売職に 3 名、そして、生産・労務職 1 名である。他には、学生、大学院生が 3 名いる。以上が、A 保育園利用者の職業に関する概要である。

次に、必要としている保育の時間帯についてだが、55 の家庭全て、延長保育を利用していることが分かる。そのなかでも、朝方延長 (4:00~11:00) を利用している家庭は、55 家庭中、53 で、ほぼ全家庭が利用している。これには、A 保育園の基本開所時間が、朝 11 時からと、比較的遅い時間からであることが関係しているだろう。次に、夜型延長 (22:00~翌 11:00) を利用している家庭は、55 家庭中、21 家庭で、全体の 3 分の 1 以上を占めている。さらに、夜型延長のなかで、深夜 (24 時を超えて) の延長保育を利用している家庭の数は、21 家庭中、15 である。夜型延長を利用している家庭の約 7 割が、深夜から朝方までの延長保育を利用している。

それでは、夜型延長を利用している家庭の親の職業とは、どのようなものなのか。さらに、そのなかでも 24 時を超えて、深夜から朝方までの延長保育を利用している親の職業は、どのようなものなのかについてみていく。まず、夜型延長を利用する家庭は、21 家庭で父母合わせて、30 名。30 名中、飲食業従事者、経営者が半分の 15 名で一番多い。それ以外は、国家公務員、会社役員、会社経営者、助産師、看護師、ソムリエなどで 3~5 名と少数である。さらに、夜型延長を利用する 30 名中、24 時を超えて深夜から翌朝までの間の保育を利用している家庭は、15 家庭、父母合わせて 20 名いる。そのうち、15 名が飲食業従事者、経営者である。残りの 5 名は、国家公務員 (2 名)、助産師 (1 名)、看護師 (1 名)、ソムリエ (1 名) となっている。そして、深夜から朝方の延長保育を利用する家庭、15 家庭のうち、10 家庭は母子家庭である。

以上のことから、A 保育園利用者の特徴をまとめると次のようになる。(1) 利用者の職業は多種多様であるが、大きく 3 つに分けられる。①医師、看護師、助産師、映像、出版関係などの専門・技術職、②一般企業の営業、事務などの会社員、③主に、飲食業従事者、経営者などサービス職。(2) 利用者の職業が多様ななかで、夜間、特に深夜から翌朝までの延長保育利用者の職業は半分が飲食業従事者、経営者である。(3) そして、そのうちの半数以上が母子家庭である。(4) 母子家庭は、全体でみると 55 家庭中 17 家庭で、全体の約 3 分の 1 が母子家庭である。

このような利用者の特徴は、2003 年の A 保育園のデータをもとにしたものであるが、今回、筆者がおこなったアンケート調査⁽²⁾ (表 2 参照) に回答のあった利用者 (27 名) では、サービス職 (主に飲食) で約半数を占めており、次に専門・技術職 (美容関係、保育士など) が多く、サービス職と専門・技術職で全体の 8 割以上を占めていた。また、22 時以降深夜、朝方までの保育時間を必要している利用者の

ほとんどは、サービス業従事者であった。

そして、このような長時間保育を必要としている12名のうち、8名が日本人、4名が外国籍（ミャンマーと韓国）であった。外国籍者（帰化者を含む）の回答が全部で6名なので、この4名という数は、決して少なくないだろう。

以上のように、上述の特徴は、現在の特徴としても当てはまるといえる。

表2 A保育園へのアンケート回答結果集計表

ID	園1.園名を知ったきっかけ	園2.必要としている保育時間	園3.入园年齢	園4.子どもの年齢	園5.8年度への入园予定	園6.性別	園7.国籍	園8.滞在年数	園9.年齢	園10.年齢	園11.婚姻・未婚	園12.職業	園13.居住自治体
1	4.友人、口コミ	9:00-24:00	3年	4歳	yes	女性	ミャンマー	15年	47歳		空欄	サービス職	新宿区
2	5.ネット	09:00-23:00	1年半	1歳	yes	女性	日本		31歳	既婚		サービス職(教員)	新宿区
3	5.自分で調べた	09:00-21:00	1年4ヶ月	2歳	yes	女性	日本		35歳	既婚		専門・技術(web制作)	新宿区
4	5.空欄	08:00-20:00	1年	2歳	分からない	女性	日本		42歳	既婚		専門・技術	新宿区
5	4.友人、口コミ	10:00-21:00	1年8ヶ月	1歳	no	女性	日本		32歳	既婚		サービス職(教員)	新宿区
6	1.新宿区/東京都	10:00-20:00	8か月	3歳	yes	女性	日本		38歳		空欄	サービス職(教員)	新宿区
7	1.新宿区/東京都	10:00-23:00	11ヶ月	1歳	分からない	女性	韓国	7年	29歳	既婚		サービス職(美容師)	新宿区
8	5.親身	09:00-22:00	3年、1年	3歳、1歳	yes	女性	日本		32歳	既婚		サービス職(保育園)	新宿区
9	5.空欄	09:00-19:00	2年	2歳	yes	女性	日本		37歳	既婚		専門・技術(放送)	新宿区
10	5.自分で調べた	10:00-22:00	1年4ヶ月	1歳	分からない	女性	日本		34歳	既婚		サービス職(インリスト)	新宿区
11	4.友人、口コミ	10:00-20:00	3年5ヶ月	3歳	分からない	女性	韓国	17年	42歳		空欄	サービス職(教員)	新宿区
12	5.ネット	11:00-深夜1:00	6ヶ月	0歳	分からない	女性	日本		30歳	既婚		サービス職(飲食)	新宿区
13	5.兄弟が通っていた	09:00-19:00	3ヶ月	1歳	yes	女性	日本(元台湾)	20年	32歳	既婚		事務職(不動産)	新宿区
14	4.友人、口コミ	09:00-20:00	3年11ヶ月	3歳	分からない	女性	中国	11年	33歳	既婚		サービス職(アパレル)	新宿区
15	1.新宿区/東京都	08:00-21:00	3年	3歳	yes	女性	日本		32歳	既婚		事務職	新宿区
16	1.新宿区/東京都	10:00-22:00	1年、1年	4歳、2歳	分からない	女性	日本		38歳	既婚		専門・技術職(建築設計)	新宿区
17	5.空欄	07:00-22:00	3年	4歳	yes	女性	日本		39歳	既婚		専門・技術(保育士)	新宿区
18	2.区/都に施設	08:00-08:30	2ヶ月	3歳	yes	男性	日本		43歳	既婚		専門・技術(ソフトウェア)	新宿区
19	5.教団中に居かけた	11:00-22:00	3年	3歳	no	女性	日本		38歳	既婚		専門・技術(教員)	練馬区
20	5.自宅近く、ネット	11:00-24:00	4ヶ月	2歳	分からない	女性	日本		40歳	既婚		サービス職(飲食)	新宿区
21	5.自宅近く、ネット	09:00-23:00	1年4ヶ月	2歳	分からない	女性	日本		34歳	既婚		専門・技術(ヘアメイク)	新宿区
22	4.友人、口コミ	10:00-20:00	5年	5歳	yes	女性	日本		40歳	既婚		サービス職(飲食、調理)	新宿区
23	4.友人、口コミ	10:00-深夜02:00	1年半	3歳	分からない	女性	日本		25歳	未婚		サービス職(水商売)	新宿区
24	5.ネット	11:00-深夜2:00	10ヶ月	4歳	no	女性	韓国	6年	38歳	既婚		営業販売職(ネット販売)	新宿区
25	1.新宿区/東京都	15:00-22:00	5ヶ月	0歳	分からない	女性	日本		27歳	未婚		専門技術(ヘアメイク)	新宿区
26	1.新宿区/東京都	10:00-22:00	5年	5歳	yes	男性	日本		45歳	既婚		運賃・通信職(新聞社)	新宿区
27	4.友人、口コミ	09:00-23:00	4年	4歳	yes	男性	日本		35歳	既婚		専門・技術(web制作)	新宿区

(4) 外国又は外国に背景をもつ子どもの利用

では、このような利用者の特徴のなかで、実際に、外国又は外国に背景をもつ子ども⁽³⁾はどのぐらいいるのだろうか。まず、A 保育園での利用者数は、現在、兄弟合わせて30名。A 保育園の現在の全体の人数が86名なので、全体の3分の1以上が、外国又は外国に背景をもつ子どもである。30名の国籍の内訳は、韓国、中国、ミャンマー、アメリカ、台湾や、タイなどで、アジア系の国籍の子どもの多い。また、彼/彼女らの多くは22時以降の夜間、深夜保育の利用者で、親の職業は、大半が大久保エリアにある飲食業従事者や、経営者であることがインタビュー調査から明らかになっている⁽⁴⁾。

次に、後で詳しく述べるB 学童クラブにおける外国又は外国に背景をもつ子どもの利用については、2012年現在、利用者全体の50名中、10名だということだ。A 保育園と比べると少ない割合となっている。この数について、B 学童クラブの指導員は「今年は少ない方」だという。「ここ数年は、毎年半数を少し下回るくらいの外国に繋がる子どもの利用があった」ということだ。国籍については、韓国、中国、台湾、タイ、フィリピンでやはり、アジア系の外国人がほとんどである。そして、B 学童クラブにおいても、外国人又は外国に背景をもつ子どもたちのほとんどが22時以降夜間、深夜保育の利用者だということだ⁽⁵⁾。

ここで、これまでの調査結果から、新宿区大久保における、保育ニーズについて、いちど整理したいと思う。まず、大久保地域には、深夜、24時間保育の需要があると言える。A 保育園、B 学童クラブの24時間保育の展開は、地域の利用者によって後押しされてきたものであり、また、多様な層の利用者の保育ニーズをカバーするために、24時間開設が必要であるということが分かった。次に、その保育料は、安価でなくてはならないということだ。多様な層のなかで、特に、深夜、24時間保育を切実に求めるのは、母子家庭や外国人といった低収入の家庭であるためであるからだ。最後に、認可保育園であることが必要である。保育料を安価にするためには、無認可ではなく、行政から補助が出る認可園でなくてはならない。このため、実際にA 保育園は、認可運動を起こし、認可を得た。

6. B 学童クラブの設立

それでは、最後に B 学童クラブについて説明をし、本稿のまとめに入っていく。2003年に社会福祉法人杉の子会を設立させ、東京都ではじめての24時間の認可保育園、A 保育園をスタートさせた園長だが、その後、2004年4月に夜間(24時間運営)の学童クラブ「B 学童クラブ」を開所させた。B 学童クラブは、A 保育園に近接している。

B 学童クラブ設立の理由については、園長へのインタビュー調査、講演録によると、次の通りである。設立の理由のひとつは、A 保育園と現在の新宿区の学童クラブの体制に深く関係している。A 保育園において夜間保育、24時間保育を利用している子どもたちは、保育園を卒園したからといって親の職業の事情が変わるわけではない。子どもたちは、引き続き「夜の居場所」を必要としている。しかし、現在の公立の学童クラブの開所時間は、放課後から18時までである。延長を使用しても最大19時までである。このことについて園長は、「そんなのそぐわないよね、理に合わない。だから、うちの子どもたちは、1年生になっても行くところがないと。それもあった。だってめし食わしてしてやらないけんとな」⁽⁶⁾と語った。

もうひとつ、園長が夜間の学童クラブを始めるきっかけとなったのは、当時(2002年)の大久保地域における子ども達だけの夜の外出である。親の仕事の関係で夜の時間帯を独りで過ごす子どもたちは、夜家を抜け出し大久保の繁華街、ネオン街に繰り出すという。深夜営業、24時間営業のコンビニエンスストア、ゲームセンターやドン・キホーテなどに「小学校低学年で3年生、4年生が夏なんか8時、9時にたむろしているんです」(片野,2008)。そして、その子どもたちの多くは、サービス業に終日従事している外国籍のお母さんの子どもたちだという。当時、このような現状に心を痛めた園長は、夫と一緒に週に1回パトロールをしていた。また、知り合いの国会議員を連れてパトロールし、子どものこのような外出の現状を知らせ、夜間の学童クラブの必要性を強く訴えた。

学童クラブ設立のきっかけとなった上記2つの理由に共通していることは、「子どもの夜の居場所をつくる」ということである。この点について、筆者が新宿区の多文化共生推進係りの職員にインタビューした際、外国人支援の今後の重要課題に「子どもの夜の居場所づくり」という話があった。新宿という地域柄、深夜、早朝まで働いている親が多いなか、夜の時間を親なしで過ごしている学齢期の子どもは多く、そういったことが、非行や不登校に繋がっているためだという。「子どもの夜の居場所づくり」は、今、行政として重要課題であるということだ⁽⁷⁾。

子ども達の夜の外出を目の当たりにし、約10年前から子どもの夜の居場所づくりの必要性を主張していた園長は、今から8年前に東京都ではじめての夜間、24時間運営の学童クラブをスタートさせた。園長は、当時から夜間の学童クラブの条例設立を新宿区に訴えてきたが、現在も夜間学童に関する条例はない。したがって、B 学童クラブは、昼間の学童条例で保障されていない19時以降は、自主運営をおこなっている。

B 学童クラブの規模と利用者の特徴

B 学童クラブの定員数は、50名である。そして、現在の学童数は定員いっぱいの50名となっている。そして、「指導員」と呼ばれるスタッフが常時2人いる。指導員の全体数は、5名で、そのうちの4名が保育士の資格を持っている。

B 学童クラブの利用者については、その設立経緯からも分かるように、多くが A 保育園からの利用者であることを考えると、上述した A 保育園の利用者の特徴とそれほど変わらないことが予想できる。また、サンプルは少ないが、今回、筆者がおこなった調査によれば、利用者の職業は、専門・技術職（12 名中 6 名）とサービス職（12 名中 5 名）で大半を占めており、A 保育園の利用者の特徴と変わりが少ないことが分かる（表 3 参照）。また、このアンケート結果でも 12 名中、半数の 6 名が未婚と回答しており、利用者における母子/父子家庭の割合の高さがこの調査からも伺える結果となった。

表3 B学童クラブのアンケート調査結果集計表

ID	Q1. 誰を知ったきっかけ	Q2. 必要としている保育時間	Q3. 入園年齢	Q4. 子どもの年齢	Q5. 園A保育園利用の有無	Q7. 性別	Q8. 国籍	Q9. 滞在年数	Q10. 年齢	Q11. 既婚・未婚	Q12. 職業	Q13. 居住者属性
1	新宿区/東京都	10:00-22:00	10歳(4年)	10歳	yes	男性	日本	45歳	既婚	運輸・通信職(新卒社)	新宿区	
2	ネット	10:00-深夜12:00	6年(2年)	9歳	yes	女性	日本	34歳	未婚	サービス職(飲食)	新宿区	
3	専長の妻	07:30-22:00	8年(2年)	7歳	yes	女性	日本	39歳	既婚	専門・技術(助産師)	新宿区	
4	ネット	09:00-翌07:00	1年	8歳	no	女性	日本	36歳	未婚	専門・技術(リクイゼーション業)	新宿区	
5	友人、口コミ	09:00-23:00	7年(2年)	8歳	yes	男性	日本	35歳	既婚	専門・技術(web制作)	新宿区	
6	友人、口コミ	深夜1-11:30	2年(初年)	9歳	no	女性	日本	43歳	未婚	専門・技術(介護福祉士)	新宿区	
7	新宿区/東京都	07:00-22:00	8年(3年)	9歳	yes	女性	日本	32歳	未婚	サービス職(看護助手)	新宿区	
8	ネット	11:00-翌朝07:00	2年3ヶ月	8歳	yes	女性	日本	39歳	未婚	サービス職(飲食)	新宿区	
9	行政機関から取得	08:00-18:00	8年(2年)	8歳	yes	女性	日本	47歳	既婚	専門・技術職	新宿区	
10	友人、口コミ	深夜1-19:00	6年	9歳	yes	男性	日本	35歳	既婚	サービス職(自営)	新宿区	
11	空欄	18:00-22:00	5年6ヶ月	12歳	no	女性	日本	44歳	未婚	サービス職(ヘアメイク)	新宿区	
12	学生の頃TV放映で	08:00-深夜1:00	10年(4年)、7年(1年)	10歳、7歳	yes	女性	日本	35歳	既婚	専門・技術職(看護師)	新宿区	

7. 考察——地域の特性とA保育園B学童クラブの役割——

以上のような、A 保育園、B 学童クラブについての調査結果を踏まえて、考察をおこなう。A 保育園、B 学童クラブからみた新宿区大久保は、医師や官僚などのエリート層、一般企業のサラリーマン、深夜のサービス労働者という、多様なひとびとが生活を営む地域である。そして、地域には、流動層と定着層という 2 つのタイプの外国人居住者が存在し、「多文化空間」としての様相を呈していた。このような多様な層の人々が「夜間、深夜の保育」という共通のニーズを持ち、A 保育園、B 学童クラブを利用している。

そして、このような特性の地域では、夜間、深夜保育に対する切実なニーズがあるといえる。A 保育園、B 学童クラブの 24 時間保育の展開は、その設立のあゆみから分かる通り、地域の利用者によって押し進められてきたものであり、また、多様な層の利用者の保育ニーズをカバーするために、24 時間運営が必要であるということがいえる。

また、A 保育園、B 学童クラブは、夜遅く、深夜、朝方まで働くことが日常生活となっている都市の住民にとって、家庭の生計と子育てを両立させる調節機関の役割を果たしており、さらに、特定の層（サービス労働者、外国人、母子家庭）については、就学後も「子どもの夜の居場所」を確保するニーズが切実であり、B 学童クラブがその受け皿として機能しているということが明らかになった。

8. 結論

それでは、先の考察結果をもとに、「多文化空間」大久保における保育サービスの在り方として、次のような提案をおこなう。

まず、大久保のように多文化化した都市空間における保育の在り方を考える場合、都市の多様な生活スタイルに合わせて考えなくてはならないということだ。現在の認可保育園の保育時間は、延長保育を使っても 20 時から 20 時 30 分までが最大である。職種、就業時間の面で多様な都市の住民にとって、皆がこの時間までの保育で家庭の生計と子育てを両立させられるとは非常に厳しい。実際、A 保育園、B 学童クラブの利用者のほとんどが、

朝から 22 時以降までの保育時間を利用している。さらに、A 保育園では全体の 3 分の 1 を占めていた。深夜から朝方までの保育のニーズが切実な「サービス労働者、母子家庭、外国人」という特定の層を見逃すこともできない。そして、このような多様な層のニーズに応えるためには、A 保育園、B 学童クラブのような 24 時間運営の保育所が不可欠となる。

次に、B 学童クラブ設立の経緯からも明らかのように、保育園と学童保育を繋げた保育サービスの必要性である。子どもが卒園しても親の職業の事情は変わるわけではなく、就学後にも「こどもの夜の居場所」に切実なニーズがあることが、本調査から明らかになった。

第 3 に、夜間学童の条例整備の必要性についてである。子ども達の夜の外出を目の当たりにし、約 10 年前から子どもの夜の居場所づくりの必要性を主張していた園長は、今から 8 年前に東京都ではじめての夜間、24 時間運営の学童クラブをスタートさせた。園長は、当時から夜間の学童クラブの条例設立を新宿区に訴えてきたが、現在も夜間学童に関する条例はない。

したがって、B 学童クラブは、昼間の学童条例で保障されていない 19 時以降は、自主運営をおこなっている。現在、新宿区には、26 の公立の学童クラブ（児童館内 16 箇所、子ども家庭支援センター内 4 箇所、小学校内 6 箇所）がある。それらの開所時間は、放課後から 18 時までである。延長を使用して 19 時までとなっている。また、民間の学童クラブは、B 学童クラブを含めて 3 つある。B 学童クラブ以外のそれぞれの開所時間は、一つが、放課後から延長を含めて 19 時までである。もうひとつが、放課後から延長を含めて 20 時までである。夜間学童クラブの条例がない現在、補助金対象外の時間帯に学童クラブの運営をおこなうのは非常に厳しい。

9. 残された研究課題

本稿では、「多文化空間」大久保における保育の在り方を調査し、考察をおこなった。しかし、本調査の事例からみえてきた利用者は、ほとんどが居住歴 10 年以上の定着層外国人であった。これは、本稿で明らかにされた利用者の特徴が、あくまでも地域の保育所という限定的な施設での特徴であり、地域全体を代表しているわけではないということと関係している。つまり、流動層の外国人にとっては、入所条件との関連で地域の保育所を利用することが難しいことが推察できるのである。

新宿区では、居住年数 5 年未満の流動層外国人が全体の 7 割を占めており、外国人居住者のマジョリティーとなっている。しかし、地域の保育サービスというフィールドから彼／彼女らの存在を捉えることはできなかった。今後は、流動層外国人がどのようなコミュニティを形成し生活しているのか、また、子育てや保育の実態はどうなっているのかなどが課題となる。

しかし、本調査を通じて、「多文化空間」における保育の在り方にかんする、ある側面については、検討できたと考える。

注

- (1) 聞き取りは2012年5月12日におこなった。
- (2) アンケート調査の概要は次の通りである。調査目的：A 保育園、B 学童クラブの利用者の特徴の理解。調査対象：A 保育園（65名）とB 学童クラブ（38名）の保護者。調査方法・場所：A 保育園、B 学童クラブにおいて子どもの送り迎え時に担任の先生から保護者へ手渡してもらう。調査期間：2012年8月22日～31日を期限とする10日間。回収方法：子どもの送り迎え時に担任の先生又は、事務所に持参してもらう。回収率：A 保育園 約4割、B 学童クラブ 約3割。
- (3) 本稿では、外国人の子どもとは外国籍の子どもを指し、外国に背景をもつ子どもとは、例えば、帰化者など国籍は日本だがエスニシティが外国である場合、親の片方が外国人のいわゆるハーフ、或いは、帰国子女のような国籍もエスニシティも日本だがアイデンティティが海外である場合など、自らの背景に何らかのかたちで外国がある子どものことを指す。一口で「外国人の子ども」といってもこのように様々なパターンがあるため、この言葉を使用する。
- (4) 聞き取りは2012年5月12日におこなった。
- (5) 聞き取りは2012年5月16日におこなった。
- (6) 聞き取りは2012年5月16日におこなった。
- (7) 聞き取りは2012年5月8日におこなった。

参考文献

- 藤原法子, 2008, 『トランスローカル・コミュニティ』ハーベスト社。
- 広田康生, 1996, 『多文化主義と多文化教育』明石書店。
- 広田康生, 2006, 「移民研究」『社会学評論』vol.57, No.3
- 稲葉佳子, 2008, 『オオクボ 都市のちから—多文化空間のダイナミズム—』学芸出版。
- 片野清美, 1997, 『ABCは眠らない街の保育園』広葉書林。
- 片野清美, 2008, 「大久保地域に根ざした保育園からの発信—どの子にも平等な保育を—」『おおくぼ綿眼鏡—おおくぼから世界が始まる—』共住懇。
- 川村千鶴子, 2008, 「ディアスポラ接触—地域が日本を超えるとき」『「移民国家日本」と多文化共生論』明石書店。
- 宮島喬, 2003, 『共に生きられる日本へ』有斐閣。
- 奥田道大・田嶋淳子, 1991, 『池袋のアジア系外国人』めこん。
- 奥田道大・田嶋淳子, 1993, 『新宿のアジア系外国人』明石書店。
- 奥田道大・広田康生・田嶋淳子編, 1994, 『外国人居住者と日本の地域社会』明石書店。
- 小内透, 2003, 『在日ブラジル人の教育と保育—群馬県太田・大泉地区を事例として—』明石書店。
- 大場幸夫・民秋言・田中カヨ子・久富陽子, 1998, 『外国人の子どもの保育』萌文書林。
- 佐久間孝正, 2007 『移民大国イギリスの実験—学校と地域にみる多文化化の実現—』明石書店。
- 新宿区自治創造研究所, 2012, 「研究所レポート 2011 外国人 WG 報告 (2)」新宿区自治創造研究所。
- 渡戸一郎・広田康生・田嶋淳子編, 2003, 『都市的世界／コミュニティ／エスニシティ』明石書店。
- 山脇啓造・近藤敦・柏崎千佳子, 2001, 「他民族国家・日本の構想」『世界 no.690』岩波書店, 141-160。